

令和4年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	新潟県ビル管理協同組合
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 常に児童の健康と安全確保に配慮し、放課後の時間帯における家庭的機能の補完により、「生活の場」及び「遊び」を通して、児童の健全育成を図る。
(2) 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 児童の平等利用を確保し、児童の健康管理、安全管理、情緒の安定を図り、クラブ活動を通じて、遊びの活動と学習への意欲形成、自主性、社会性、創造性の向上及び保護者の子育て支援を図る 児童・保護者・地域のニーズに即した管理運営及び職員の資質向上に努め、モチベーションの高いクラブ運営を実現する
2 運営組織	
(1) 職員配置	<ul style="list-style-type: none"> 〈正規支援員〉 各クラブ2名 〈補助員〉 各クラブ運営に即し適正な人員を配置
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い人材を育成するための計画的な研修の実施 計画的、継続的な職員公募により、職域全体において広く人材を確保し、採用・配置にあたっては、厳正な選考とOJT教育を含む採用前研修を実施
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	<ul style="list-style-type: none"> 児童の人権と人格を最大限尊重して常に傾聴の姿勢を基本とし、子どもの年齢層による発達過程と個々の養育環境を十分に理解し、個別のかつ適正な育成を図る。
(2) 保護者との連携及び保護者支援	<ul style="list-style-type: none"> 入会時の「児童調査票」への記入とヒアリング及びクラブの設置目的への協力を要請して子どもたちの放課後生活を継続的かつ安定的に保障し、親の働く権利と家族の生活を守る。
(3) 学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に子どもの安全確保と健康に関する情報交換と共有し、学校施設の利用等に関して積極的な連携を図る。学校とクラブの連動性に考慮し、積極的にふれあいスクールと連携を図る。
(4) 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ひまわりクラブの存在とその目的を的確な広報活動を用いて周知し、クラブ行事への招待活動、地域行事への参加を検討する。 突発的な病気やケガ、事故等に備え日頃から地域の医療機関等との連携を図る。 おやつ購入などは、可能な限り地域からの調達を心掛ける。
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもの受入にあたっては、子どもと保護者の立場に立ち、障がいの程度、発達状況等、個々の状況を的確に捉えた育成とより良い支援や問題の解決方法を検討する。
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	<ul style="list-style-type: none"> 苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を配置し、要望・苦情等の受付体制の明確化と積極化を図り、経過等については対応事例として検証と評価を行い、事業運営に反映させる。 利用者アンケートにより日頃から積極的な利用者ニーズの吸い上げと把握に努める。
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応マニュアルに則し、「子どもたちの安全確保が最優先である」との意識づけ。子ども自身が安全に配慮した行動が取れるような意図的働きかけと支援。 定期的な防災訓練、教育訓練研修、不審者対策の実施。
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 「障害・賠償・生産物対人賠償保険」への加入。 定期的な施設設備点検により発生時の被害の未然防止。 緊急連絡網の整備と職員への携帯義務付け。
(3) 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法、新潟市個人情報保護条例及び「新潟県ビル管理協同組合 個人情報保護基本規程」に則った運用の周知徹底
(4) 虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に子ども、保護者の様子に意識を持って接し、周りの子どもとの関わり合いの中から早期発見に努める。 児童虐待に対する職員への啓発と普及及び行政との連携
(5) 施設管理	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の遵守、子どもが安全・快適・健康的・衛生的に過ごせる施設管理。予防保全を目的とした年間計画に基づき実行。
(6) 新型コロナウイルス感染予防対策	<ul style="list-style-type: none"> 職員は常に児童の健康状態に留意するとともに、施設内の消毒・換気を定期的に行い、パーティションの設置等により“密”の回避と児童への働き掛けを実施する。

令和4年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	社会福祉法人新潟南福祉会
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	公の施設管理者としてのその責務を自覚し、管理運営に関する基本事項を実践するとともに、児童が心身共に健やかに育成されるよう適切な運営を行う。
(2) 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「思いやりと人の痛みがわかる子ども」の育成と「安心して過ごせる安全な居場所づくり」に努める。 ・保護者への子育て支援を図る。 ・地域との密接な連携を実践する
2 運営組織	
(1) 職員配置	<ul style="list-style-type: none"> 〈正規支援員〉各施設3名 〈補助支援員〉日々代替・土曜日・長期休暇の状況に応じて短時間登録支援員を各施設3名配置
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・質の向上のため、安全管理、生活指導、人材育成等の計画的な研修の実施と、業務の執行体制についても検証、整備する。
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達過程の理解と特徴をふまえた、個々の実際に即した援助 ・学年の違う仲間作り、多くの大人との関わりや活動を通し自主性や社会性、創造性が育つよう生活の場の提供
(2) 保護者との連携及び保護者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「クラブだより」を毎月発行し、活動や生活の様子を発信し行事等の参加、呼びかけの効果的な方法の工夫 ・必要な場合は、保護者と個別面談を行い、悩みや不安などの相談に応じ、助言や支援をし、学校等の関係機関やコミュニティ協議等、地域組織と連携を図り課題解決を図る
(3) 学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、保護者、学校、地域の情報交換だけでなく、児童の健全育成、保護者の子育て支援等にも連携し地域の育てる力を向上させる。 ・学校より毎月の下校時刻表、行事予定表を頂き、学校へも毎月「クラブだより」を配付し相互の情報交換を行う
(4) 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携や法人運営の高齢者との様々な機会を通じた交流で、人の心のぬくもりを大切にする。 ・コミュニティ協議会、自治会長等と連携し、ともに参加できる行事を企画する。
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童も無い児童も、また、食物アレルギー等配慮を要する児童も「ともに学び、ともに遊び、ともに育つ」を推進し、安心して安全に過ごせるように運営する。
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	児童の保護者様から寄せられた要望・苦情を迅速・適切に処理する為、日々の情報共有、連絡会議を行う。 また、法人の第三者委員会にて広く要望・苦情等の受付を図る。
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	学校、地域、他事業者（月湯デイサービス）と連携し個別事象を想定した避難訓練を行う。
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	危機予防に心がけ、事故・感染症対応・自然災害等の対応マニュアルの共通理解と徹底を行います。
(3) 個人情報保護	法人内の研修（顧問弁護士・社労士講師による）に参加し、知識を深め、法人の規則に定める個人情報取扱規則等を遵守する。
(4) 虐待防止	家庭と学校の間地点である学童保育は、児童虐待に関して重要な役割を担っている事を踏まえ、社会福祉士を中心に被害児童の行動の特徴や対応など、指導員に必要な研修・指導を行う。
(5) 施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・各種施設設備の・遊具の安全点検、定期点検を実施 ・法人本部にて財務処理及び外部会計事務所による監査を行う。

令和4年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	子どもと親、地域住民が主体的に運営に参加し、まちぐるみで支えあう地域子育て支援の拠点、地域コミュニティの核となるひまわりクラブを目指す【大切にしている点】①参加②話し合い③共生④柔軟性⑤専門性
(2) 基本方針	子どもたちの自主性・主体性を育むことを中心に据えて、次の「3つの貢献」を大切にしている。①子どもたちの成長への貢献②親の支援への貢献③地域の再生とまちづくりへの貢献
2 運営組織	
(1) 職員配置	施設管理責任者（常勤）1名・支援員（常勤）、支援員（非常勤）職員の体制で運営。児童厚生員・教諭・保育士等の資格を有し、常勤者は、児童厚生施設等で経験2年以上の者を配置するよう努める。
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	子どもに向き合う姿勢や情熱があり様々な技能を持つ人材を確保。研修にも積極的に参加し専門性の質を高める。また月1回クラブ会議を開催し情報の共有や全体的な質の向上を目指す。
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	子どもたち自身を「育つ主体者」として位置づけ、各年代に合わせた支援活動に取り組む。一人ひとりの意欲や願いに沿いながら、子どもの主体的な育ちを支援する。
(2) 保護者との連携及び保護者支援	支え合いや学びあいの関係が広がるように支援する。ひまわりクラブや子どもたちの様子をお互いに伝え合い、地域の子育て支援の課題を共に考え、力を合わせて取組を進める。
(3) 学校との連携	学校の施設利用や行事開催は、ていねいに協議・報告を行う。先生との日常的な連絡や子どもの様子、成長、変化等をニュースや交流などで伝える。虐待やいじめ、不登校等の問題を、子どもの生活を支える放課後児童クラブで気づくことが多くあるので、学校と連携しながら、解決に向け子どもを支え、一緒に役割を果たす。学校行事の見学や授業参観などで学校生活を知り、育成支援に活かす。
(4) 地域との連携	白根ひまわりクラブがあることによって地域が活性化し、そんな地域コミュニティの核として発展させていく。地域の子どもたちへの思いをもつたくさんの人たちと出会い、クラブの行事や活動を通じて交流する中で、地域で子どもたちの成長を安全に見守り、子育てを支え合う関係を築いていく。
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	配慮を必要とする児童への対応は、実際の子どもをよく理解し、方針をたて、他の子どもたちと一緒に生活する中から、学びあい、成長できるよう援助していく。
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	要望・苦情対応の仕組みは、利用者が安心して自らサービスを選択できる仕組みとして重要である。要望・苦情には誠意を持って迅速に対応し、それを契機に保護者や地域の方たちと信頼関係を深められるように取り組む。また、定期的にアンケートを行い、利用者のニーズ把握に努める。
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	毎日、子ども・職員がいきいきと楽しく活動するために、防犯・事故発生時の対策として環境整備と安全対策に万全を期す。危機管理マニュアルの周知徹底を行う。訓練等を定期的に行い非常時に備えます。
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	職員は慌てず落ち着いて対応し、必要に応じて受診させ、保護者と連絡をとり、状況をていねいに説明する。危機管理マニュアルに沿った対応を行う。訓練などを定期的に行い非常時に備えます。
(3) 個人情報保護	個人情報を適切に扱い、漏洩などの事故防止等積極的に対策を講じる。年1回以上研修会を実施し、規則の周知徹底を行う。
(4) 虐待防止	職員一人ひとりが普段から子どもの変化や言動などに着目し、虐待の早期発見と防止に努める。職員会議等で客観的に問題を明らかにし、通告は職員と責任者が協議の上行う。
(5) 施設管理	建物の機能保全、安全確保に立脚した維持管理を行う。月1回安全点検を行い、異常個所がないか確認をする。備品等の管理については整理整頓し、子どもたちが安全に過ごすことができる環境を整備する。開館時には不審者対策に万全を期し、閉館時には機械警備を委託し、施設の保安維持を図る。

令和4年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	(株)Dream Advance ゆめのき学園
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	自分で考え 自分で選択し 未来を創る力を育む
(2) 基本方針	子どもたちが自らクラブを運営していくひまわりクラブ
2 運営組織	
(1) 職員配置	基本 正規2名 加配2名 日々代替2名 土曜登録1名 長期休みシフト制
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	方針に共感する人材を、支援の単位に合わせ職員確保をする。支援員の資質向上や子どもたちの活動の充実のために、現場のニーズに合わせた研修を実施する。また日々のミーティングを充実させ、チーム力・対話力を育てる。
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	支援員は子どもたちの発達段階に応じ、安心し信頼できる魅力的な大人として存在する。どうすればより良いクラブになるかを子どもたちで考え、選択していく力がもてるような環境を用意する。多様な外部団体との合同イベントを通じて、子どもが家族とは異なる大人と関わることに喜びや楽しさを感じてもらう。
(2) 保護者との連携及び保護者支援	児童の出欠状況や体調、精神面の変化などを保護者と共有できるよう、送迎時の対話を大切にする。保護者が安心して子育てと仕事との両立ができるよう支援する。
(3) 学校との連携	クラブの生活や活動に快い協力が得られるよう、日頃より顔の見える関係を心掛ける。子どもの健全育成のために定期的連絡会を設け情報共有を行う。
(4) 地域との連携	地域住民、学生団体、子どもたちの成長に関わる様々な人と積極的に連携を取っていく。ふれあいスクールとひまわりクラブで連携し子どもたちの活動の幅を広げられるようにする。
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	入会前に保護者から児童についてよく聞きとる。児童本人と保護者の想いに十分に寄り添い、理解する。出来る限り希望に添えるよう、必要な支援配慮を考える。
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	要望・苦情に関しては、丁寧に受け止め複数の支援員で最善の方法を考え対応する。心配事や不信感に繋がらないよう日頃から密接なコミュニケーションを心がける。
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	日頃から施設の点検を怠らず、安心して活動できる環境を整える。有事に備え、定期的な避難訓練、職員研修を実施する。
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	緊急マニュアルに沿って迅速に対応できるよう訓練を重ね、想定外の事態にも柔軟で的確な行動が取れるよう、日頃より職員一人ひとりが意識して業務にあたる。
(3) 個人情報保護	個人情報については細心の注意を払い適切に取り扱う。日々のミーティングの中で、必要に応じて個人情報の扱いについて職員同士で確認を行う。
(4) 虐待防止	職員は子どもに対して尊厳を持って接することで虐待防止に努める。また職員自身も日々の心と身体の健康に心掛ける。
(5) 施設管理	点検票に基づき定期的に施設内外の安全点検を実施する。日々の業務の中で常に安全かどうかの視点を持って行動する。

令和4年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	山の下地区コミュニティ協議会
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	児童の安全確保、生活の場と遊びを通じた健全育成を図る
(2) 基本方針	児童の健康と安全管理及び情緒の安定。遊びの活動と学習の意欲形成。自主性、社会性と創造性の向上。保護者への子育て支援
2 運営組織	
(1) 職員配置	適正な配置を行う
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	地域の人材活用を基本に、知識と理解及び情熱を有する質の高い人材を採用。定期的研修と会議を持つことで質の担保とボランティア等の育成も同時に図る
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	児童の尊厳を守り傾聴の姿勢を基本に個別且つ適正な育成を図る
(2) 保護者との連携及び保護者支援	連絡帳でのやり取りや送迎の際の声掛けで積極的にコミュニケーションを図る。クラブ便りを毎月発行しクラブでの様子や持ち物についてお知らせする。児童や保護者を褒め・励まし問題の早期解決を支援する
(3) 学校との連携	学校長・学級担任と情報共有し個々にあった支援を行う
(4) 地域との連携	地域の避難訓練・防災訓練を通して顔の見える事業を行う
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	一人一人に合った支援指導を行う。学級担任や特別支援学級担任と情報を共有し援助・支援・協力を仰ぐ
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	保護者や地域の要望、苦情は積極的に意見を拝聴した上で、その後事業に取り入れるか協議し、受付窓口から解決まで整備体制を図ることで問題解決を迅速化する
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	不慮の事故、発生を常時意識し、防止と安全確保の体制を図る
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	発生時に適切かつ迅速な行動及び連絡体制を確保し児童の安全を最優先に対応する
(3) 個人情報保護	個人には人格尊重を理念に法令を遵守し慎重かつ適切に取り扱う
(4) 虐待防止	早期発見・通告義務・学校と連携・児童に対して適切な対応を行う
(5) 施設管理	安全衛生面に配慮し随時点検など行い児童の安定した生活の場を確保する

令和4年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	子どもの状況や発達段階を踏まえながら、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、児童の健全育成を図る。
(2) 基本方針	①子どもの安全管理、健康管理、情緒の安定 ②遊びなどの活動への意欲と態度の形成 ③遊びや生活などを通しての自主性、社会性、創造性の向上及び基本的生活習慣の確立 ④保護者と連携した育成支援と学校や地域の様々な社会資源と連携し、その家庭の子育て支援
2 運営組織	
(1) 職員配置	支援の単位ごとに2名以上の支援員を配置し確実なクラブ運営を実施する。
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	児童の育成に情熱を持ち、心身ともに健康な支援員を確保し、都道府県認定資格研修を修了するなど質の高い人材を育成する。
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	低・中・高学年の発達段階に応じた綿密な対応を図り、学年を超えたコミュニケーションによる仲間づくりの醸成、積極的な交流・施設外活動による社会性の向上と安全確保能力を含めた自己管理能力の育成を図る。
(2) 保護者との連携及び保護者支援	連絡帳、クラブ便り、保護者会等により、保護者との連携を図るとともに、保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛け、適切な支援を行う。
(3) 学校との連携	日頃から学校との情報共有に努め、子どもの健康状態や心身の状況に応じた支援、事故・犯罪・災害から子どもを守るために連携を図る。
(4) 地域との連携	社協ならではの長を生かし様々な地域の関係機関と連携するとともに、ふれあいスクールや地域教育コーディネーターとの情報交換・連携に努める。
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	入会前にクラブ見学の期間を設け保護者との綿密な情報共有を行うとともに、必要に応じて専門機関と連携を図り、協力できる体制を進める。
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	意見箱の設置やアンケート等の実施、第三者機関の設置等により、利用者からの要望・苦情などに適切に対応する。
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	不意の事故や災害は、いつでも起り得るという危機意識を常に持って、児童の安全確保に万全を期すため、「ひまわりクラブの危機管理」、「リスク管理の手引き」、「保健衛生マニュアル」等の各種マニュアルの活用により周知徹底を図る。
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	施設内外の環境の安全に目を配り、各種マニュアルを活用しながら必要な措置等を行うとともに、避難訓練や日頃の活動を通じ周知徹底を図る
(3) 個人情報保護	「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき、職員に周知徹底を図り確実に実施する。
(4) 虐待防止	初期対応マニュアル等により支援員全員で対応方法を共有するとともに、研修等を実施しながら共通理解を図り迅速な対応を行う。
(5) 施設管理	子どもが「生活」の場として過ごすクラブの役割を踏まえ、安全・衛生面に配慮し施設管理を行う。

令和4年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	社会福祉法人下山福祉会
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的人権の尊重 ・ 地域福祉の充実
(2) 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりの発達段階を踏まえながら、子どもの最善の利益を考慮し、その健全育成を図る。 ・ 子どもたちの安全、健康、情緒の安定、自主性、社会性、創造性の向上及び基本的な生活習慣の確立を図る。
2 運営組織	
(1) 職員配置	放課後児童支援員 6名 支援員補助員 7名 事務員その他 2名
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	施設内研修、個別研修を積極的に行い、支援員の資質向上に努める。
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	発達の個人差を踏まえ、一人ひとりの心身の状態を把握しながら、見通しを持った育成支援を行う。
(2) 保護者との連携及び保護者支援	保護者と密接な連携を取り、児童の様子を日常的に伝え、共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう支援する。
(3) 学校との連携	学校とは、定期的に情報交換、情報共有を行い、子どもの生活の連続性に配慮しながら連携を行う。
(4) 地域との連携	地域の協力が得られるよう、地域組織や関係機関と情報交換、相互交流を図る。地域の住民と連携、協力し、事故、災害、防犯から子供をも守る取り組みを行う。
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	保護者、学校、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。個々の発達を理解し、子どもの思い、保護者の思いに寄り添い、育成支援に務める。
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	児童アンケート、保護者アンケート、ご意見ポストで意見や要望を伝えていただきやすい環境を整え、いただいた内容をもとに、改善に向け丁寧に対応を行う。苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、解決に向けた手順の整理を行い周知する。
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設整備を設けるとともに、年2回以上の訓練を行い迅速に対応できるようにする。
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	日常なケガの防止の対策として、安全点検を行い必要な補修を行う。事故、ケガ発生時の対応マニュアルを作成し、訓練や研修を行う。不審者、火災、自然災害について、年2回以上の避難訓練を行い迅速に対応できるようにする。
(3) 個人情報保護	個人情報の保護や秘密の保持について、定期的に研修を行い、法令を遵守する。
(4) 虐待防止	子どもの状態や家庭の状況を把握し、学校や関係機関と連携し適切に対応する。日常の子どもや保護者との関わりから、早期発見、虐待防止につながるよう配慮する。
(5) 施設管理	子どもが安全に安心して過ごせるよう、施設の整備、清掃、環境を整える。保護者が安心して子どもを預けることができる環境の整備に努める。

令和4年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	特定非営利法人新潟市木戸地域コミュニティ協議会 木戸ひまわりクラブ運営委員会
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	放課後、保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら「生活」の場を提供し、「遊び」及び「生活」を通して子どもたちの健全育成を図る
(2) 基本方針	子どもの健康管理、安全管理、情緒の安定を図る。遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上を図る。保護者の子育ての支援を図る。
2 運営組織	
(1) 職員配置	第1 委嘱支援員2名、補助員加配3名 第2 委嘱支援員2名、補助員加配6名 補助員日々代替 15人 事務員2名
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	人材を確保するために広く公募し、厳選に選考する。知識と理解力及び情熱を有する質の高い人材を育成するための積極的な研修への参加、実習生や職場体験の積極的な受け入れをする。
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	子どもの発達の特徴をふまえた個々の実際に即した援助を行う。学校・民生児童委員主任児童委員と連携を密にし、課題解決に取り組む。
(2) 保護者との連携及び保護者支援	保護者からの告知を丁寧に聞き、支援員からの報告を徹底する。保護者に寄り添える姿勢を大切にする。
(3) 学校との連携	学校とは随時情報をやり取りし、子ども一人一人をよく見る。地域教育コーディネーターを介して学校と連携を密にする。放課後ふれあいスクールとは、一体化して活動する。
(4) 地域との連携	民生児童委員・コミ協・学校支援ボランティア・PTAとの連携を密にし、地域全体で課題解決に取り組む。地域行事を共同で行う。
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	障害児の入会希望には、子どもと保護者の立場に立って対応し、受け入れを行う。学校や地域の専門機関との連携や、研修による障害児支援の向上を図る。
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	要望や苦情は積極的に聞き、取り入れるべき内容は事業に反映させる。苦情の受付は、面談、電話、書面などで行い、報告書にまとめる。担当者と責任者で内容確認をした上で、解決に向けて話し合いを行う。必要な時には、第三者委員の意見を聞き対応する。
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	毎日の安全点検に務める。事故が起こり得るような箇所があれば改善する。火気の取り扱いに注意し、後始末は確実にを行う。
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	事故、火災、災害については、危機管理マニュアルにそって冷静に対応する。不審者情報を随時確認し、危険回避に務める。ココセコムを活用する。
(3) 個人情報保護	入会申請書、個人利用票は、鍵のかかる書庫に保管し、厳重に管理する。支援員が保育のために知り得た個人情報は、決して口外しないことを徹底する。
(4) 虐待防止	常に子ども一人ひとりをよく見る。気になることがあれば、事務局に相談し、学校や専門機関と連携を取る。
(5) 施設管理	毎日の安全点検、清掃に努める。施錠を確実にする。修繕の必要がある場合は、できる限り対応する。

令和4年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	小林コミュニティ協議会
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	児童が安心・安全に過ごし健やかな成長を育める場を提供する。
(2) 基本方針	意欲・自主性を尊重し発達や状況に応じた柔軟な育成支援を行う。
2 運営組織	
(1) 職員配置	基本方針を目標とし個々の児童への手厚い支援が行き届く職員配置とする。
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	地域の人材を活用し内外の研修を受け日々の事象について職員間で協議を重ね自己研鑽に励む。
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	児童の人格を尊重し個々の発達や状況に応じた柔軟で適正な育成支援を行う。
(2) 保護者との連携及び保護者支援	保護者とのコミュニケーション（送迎時・保護者会等）を大切にする。
(3) 学校との連携	学校長・学級担任と情報を共有する。
(4) 地域との連携	地域行事に参加し交流する。
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	個々にあった支援を行う。学校長・学級担任と情報を共有し助言を仰ぐ。
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	真摯に受け止め傾聴し その後 迅速な解決へと取り組む。
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	常に思いがけない事故発生を予測し防止策を講じる。防災士による避難訓練を実施する。
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	対応マニュアルに基づき児童の安全確保を最優先に迅速かつ適切に行動する。
(3) 個人情報保護	書類の持ち出し禁止・知り得た情報の口外禁止等を徹底する。
(4) 虐待防止	児童の観察や家庭環境を把握し早期発見に努める。疑われる場合には関係機関へ速やかに通告し適切な対応をする。
(5) 施設管理	施設を定期的に点検する。必要な場合には速やかに補修を行う。安全・衛生面に配慮する。

令和4年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書

運営事業者名	
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	
項目	内容
1 基本方針	
(1) 基本理念	「未来のこどもたちのために」の理念のもと、ひまわりクラブを通じて、こども一人ひとりとの絆を大切に致します。
(2) 基本方針	5つの運営方針：①安心・安全 ②温かい気持ち ③自立心を育む ④楽しく学ぶ ⑤アクティブ 3本の柱：①健全育成プログラム ②学習支援 ③生活支援
2 運営組織	
(1) 職員配置	・支援の単位毎に施設責任者（放課後児童支援員）の配置し2名以上で子どもの育成支援を実施 ・運営支援担当を選任（業務；新潟市、関係機関、クラブとの調整、連絡・相談）
(2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	・本部・営業所・近隣現場からの応援体制（人欠時・長期休暇時） ・入社時研修、定期的なブラッシュアップ研修の実施。基礎・専門知識の習得
3 運営についての提案	
(1) 子どもの発達段階に応じた健全育成	・児童期（低学年・中学年・高学年）の発達の特徴を踏まえたかわり、指導 ・年間行事を通じた児童育成（感性育成プログラム・造形遊び、食育セミナー）
(2) 保護者との連携及び保護者支援	連絡ノート・おたより、保護者会を中心に連携・協力 アンケートによる利用実態調査。運営改善活動の実施
(3) 学校との連携	定期的な情報交換会の開催。児童に関する情報共有、協力体制の確立
(4) 地域との連携	関係機関（警察署・消防署・町内会・育成協議会等）との連携
(5) 配慮を要する児童に対する対応方針	【障がい児対応】 ・支援員加配や施設・設備が整っている場合、可能な限りの受け入れ ・関係機関（学校、病院、キッズサポートチームなど）や保護者との連携、ひまわりクラブに通う子どもたちへの理解と協力による育成サポート体制の確立 【アレルギーを有する児童】 ・生活管理表指導表によるアレルギー食物の確認・排除の徹底 ・お皿の色分け、児童名、アレルギー食物名を記入したお皿での提供 ・おやつは配る前に職員2名以上で確認してから分配 ・定期的なエビベン講習会実施による、支援員の資質向上
(6) 要望・苦情に対する対応及び方法	・未然防止への取り組み（日々のミーティングによる支援員間の情報共有の徹底） ・現場で解決困難な場合は第三者委員（キッズサポートチーム）を含めた問題解決・アドバイスの実施
4 危機・維持管理	
(1) 事故防止、防災	・緊急連絡体制の確立、緊急連絡表のひまわりクラブ内に掲示 ・防犯・危機管理・安全衛生マニュアルの作成・整備
(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応	・学校・地域・警察との情報共有 ・新潟県警が発信する不審者情報メールの確認・注意喚起の実施 ・災害を想定した自主的な避難訓練の実施
(3) 個人情報保護	個人情報保護に関しては特に細心の注意を払い、取り扱いを行うよう指導しております。個人情報は施錠できるキャビネットで保管し、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等、及び個人情報への不正アクセスなどの防止策を講じております。
(4) 虐待防止	クラブ責任者が中心となり全職員に児童虐待の発見に努めるという認識を持たせ、虐待を発見した場合の対応方法を指導
(5) 施設管理	仕様書等で示されている維持管理業務内容・維持管理業務水準を遵守するとともに、日常的な維持管理に関わる法令等を十分に理解し、定期的な点検を実施